平成２２年（フ）第３１８０号
横浜市旭区善部町22番地
債務者　小磯　信行
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３０号
和歌山県海南市日方1272番地
債務者　黒原　道雄
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　圭三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４７２号
静岡県沼津市一本松622番地
債務者　仲條　和也
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
北海道岩見沢市かえで町４丁目５番１―404号　市営住宅１号棟
債務者　堀野　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１５１号
北海道岩見沢市かえで町４丁目５番１―404号　市営住宅１号棟
債務者　堀野今日子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６５号
北海道岩見沢市南町８条５丁目11番３号　パレス南町202号
債務者　白石　亜來
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７４号
北海道空知郡南幌町西町２丁目１番16号
債務者　川村　康子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５７４号
岩手県北上市上江釣子16地割104番地　パストラル北上101号
債務者　中島　健太
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２５号
岩手県九戸郡軽米町大字山内第24地割106番地
債務者　横道　克幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８２号
盛岡市北山２丁目20番22号　コーポ北盛８号室、住民票上の住所盛岡市三本柳10地割22番地５
債務者　齋藤　暢夫（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９０号
岩手県奥州市水沢区字斉の神29番地１　コーポ日高の森３号
債務者　髙橋　茂男
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０２号
山形県鶴岡市東新斎町４番31号　メゾングリーンⅡ202
債務者　齋藤　幸輝
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７９２号
神奈川県南足柄市関本827番地１
債務者　磯﨑千代子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７３号
新潟県新発田市藤塚浜4020番地５
債務者　岡田美和子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２９９６号
名古屋市緑区鳴子町３丁目39番地の１　桂川コーポ202号
債務者　森田　治男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３３号
愛知県半田市青山２丁目16番地の12　リバティーヒルズＢ棟102号
債務者　藤嶋　祐介
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４３９号
大阪府東大阪市柏田本町12番26号
債務者　山田　健二
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部